

2019年6月27日

株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

日本精線株式会社

代表取締役社長 新 貝 元

定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第89期（2019年3月期）定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項

1. 第89期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記書類の内容及びその監査結果をご報告いたしました。
2. 第89期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記書類の内容をご報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は、当社普通株式1株につき60円と決定いたしました。

第2号議案

取締役7名選任の件

本件は、原案どおり新貝 元、秋田康明、高橋一朗、花井 健、滝沢正明、立花一人、渡邊 剛の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、花井 健氏と滝沢正明氏は社外取締役であります。また、当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を更新しました。

第3号議案

監査役2名選任の件

本件は、原案どおり中川幸朋、花輪 博の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、花輪 博氏は社外監査役であります。また、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を更新しました。

- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり南 昌作氏が補欠の社外監査役として選任されました。
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案どおり退任取締役川端泰司氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。
- 第6号議案 役員賞与支給の件
本件は、原案どおり当期末時点の取締役のうち常勤取締役3名に対し、総額29百万円の役員賞与を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

第89期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間（2019年6月28日から2019年7月31日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りください。

また、口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。